

「那覇市無防備平和の街づくり条例」(案) についての反対討論

2009年1月13日那覇市臨時議会本会議

日本共産党古堅茂治

日本共産党の古堅茂治です。日本共産党那覇市議団を代表し、議案第1号、「那覇市無防備平和の街づくり条例」に反対の立場から討論を行います。

私たち沖縄県民は、沖縄戦で十数万人が犠牲となり、日本軍による住民虐殺、「集団死」の強制、避難壕追い出しなど、残虐非道な地上戦が押しつけられました。

その後、米軍による軍事的・植民地的支配が27年間続き、1972年の「施政権」返還をはさんで、米軍基地あるがゆえの苦しみと犠牲を戦後65年間も強いられています。この米軍基地は、米軍が国際人道法・ハーグ陸戦条約に違反して土地を強奪し建設したものです。

それ故に、今回の条例制定の直接請求に署名された市民のみなさんは、沖縄戦を二度と再び繰り返させてはならないとの思いで署名されたものと重く受けとめています。

しかし、日本共産党市議団は、戦争を前提とする国際条約の運用をめざす今回の条例案と、戦争をしないと決めた日本国憲法第9条とは相いれないことを率直に指摘し、憲法の平和原則に反する内容ともなっている条例案には反対するものです。

そして、署名をされた市民のみなさんの思いをいかすには、沖縄の心・日本の宝である憲法9条を守る一点で大同団結して、憲法9条改悪・戦争できる国づくりをめざす勢力に、立ち向かうことが大切だと考えます。

憲法改定の手続きを定めた国民投票法が5月18日に施行されます。沖縄戦の真実を歪める教科書検定意見など、侵略戦争を肯定し美化する逆流と、憲法9条改悪への策動も続いています。

私たちは、沖縄とアジア、世界で起こった悲惨きわまる戦争を忘れてはなりません。日本の軍国主義は、沖縄戦や広島と長崎への原爆投下などを招いた侵略戦争で、アジア諸国民2千万人以上、日本国民310万人以上の尊い生命を奪いました。

日本は、この痛苦の反省から、平和で民主主義に支えられ、人権が大切にされる日本社会をつくるために、憲法の前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と、わが国の最高法規である日本国憲法を制定しています。

また、憲法前文は、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と、平和を愛する世界の人々を信頼した恒久平和主義を謳っています。

さらに、憲法9条は、「1項、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と、世界の先駆けとなる平和原則を定めています。

そこで、今回の条例案は、平和行政の推進、非核政策など、市民が一致できる条項も含まれています。しかし、条例請求の趣旨、条例案を貫く最も中心的な部分は、戦争・武力紛争を前提とするジュネーブ諸条約・追加議定書的那覇市への積極的運用となっています。

ジュネーブ諸条約・追加議定書は、共通して、「この条約は戦争またはその他の武力紛争の場合について適用する」と、条文中で定めています。現実には戦争、武力紛争にかかわっている当事者に適用される条約であることは明々白々です。

しかしながら、ジュネーブ諸条約・追加議定書などを総称として「国際人道法」とも呼ばれることから、平和の理想や平和への措置を定めた

崇高な平和的条約であるとの誤解や錯覚から、自治体への運用を図ろうとするのは、この条約への理解が根本的に誤っていると、率直に指摘せざるをえません。

ジュネーブ諸条約・第一追加議定書第59条は、紛争当事者の適当な当局は、すべての戦闘員の当該地区からの撤退をはじめとする、4項目の条件すべてを満たした地区であって、敵対する戦争・武力紛争当事者による占領が許されるものを、「無防備地区」として宣言できる旨規定しています。また、戦争・武力紛争当事者がかかる「無防備地区」を攻撃することは、手段のいかなを問わず禁止される旨規定しています。

そして、第59条2項で、「無防備地区」を宣言する場合の4項目の条件を定義しています。その条件は、すべてが戦争・武力紛争のときのことであり、「移動可能」でない「兵器および軍用設備」と「固定された軍事施設」の存在も容認しています。

「無防備地区宣言」は、戦争・武力紛争のさなかのしかも切迫しているときの「宣言」であり、相手が受け入れなければ「宣言」は成り立ちません。「無防備地区宣言」をすれば戦争・武力紛争に巻き込まれないということではありません。

しかも、その宣言をおこなうことができるのは「戦争・武力紛争の当事者」であり、軍隊の指揮権のない自治体の首長が「適当な当局」となりえるのは「戦争・武力紛争の当事者」である政府が機能を失ったときのみなど、きわめて限定された場合となっています。

このことから、戦争・武力紛争の当事者への適用を前提とするジュネーブ諸条約・追加議定書が、憲法9条をもつ日本の自治体で平和のための条例をつくろうという際に、引用したり運用したりする性質の条約でないのは明らかではありませんか。

いま、外国が攻めてくると架空の事態を想定して不安をあおり、憲法9条改悪、自衛隊と一体化した米軍再編、国民保護法、国民保護計画で国民を戦争協力へと駆り出そうとするくわだて、さらに、国連の決定があれば自衛隊の海外での武力行使を「合憲」とする解釈改憲を求める動きもあります。

そのときに、那覇市が戦場になることを想定した「無防備地区宣言」は、結局、「戦争への備え」との理由で、憲法9条改悪をたくらむ勢力と同じ土俵の上の議論となってしまいます。

そこで、私たちに求められているのは、日本国憲法とそれにそった外交や国民の努力で戦争を阻止し、日本と世界の平和を守り発展させるという憲法の平和原則に確信をもって、憲法9条改悪を阻止し、米軍基地をなくすために力をあわせることではありませんか。

世界では、国連憲章にもとづく平和の国際秩序をめざす動きが大きく発展しつつあります。今年の日米安保改定50周年です。この半世紀で軍事同盟のもとにある国が、国連加盟国数の53%から16%に、軍事同盟に加入している世界人口は、67%から16%に激減し、非同盟・非軍事が大きな流れとなっています。

この世界に向けて、日本の平和にとっての最大の「備え」は、戦争はしない、話し合いで国際紛争を解決するとした憲法9条です。

それをいかして、アジアと世界の平和に貢献するためにも、憲法よりも日米安保を最優先する政治を転換し、平和・民主主義・人権というこの日本国憲法の原理原則が名実ともにいかされる政治を実現することが求められています。

次に、条例案への市長意見についての態度です。市長は、条例案は「憲法理念と相容れない」「国家間の諸問題に対しては、憲法の理念のもとに解決を進めるべきであり、武力紛争時が前提の国際条約を根拠とする条例制定は適当でないと考えます」と明確に条例制定に反対の意見を表明しています。

今回の市長意見は、日本国憲法の平和原則に立脚しており、戦争犠牲者の思いにもこたえたものとなっています。沖縄戦で筆舌に尽くしがたい犠牲を受けた県都・那覇市の市長の意見として高く評価するものです。また、市政の平和行政への取り組みについては一層の拡充が必要だと考えます。

よって、日本共産党市議団は、「条例制定に反対である」との市長意見に賛成であります。

最後に日本共産党は、侵略戦争に命がけで反対をつらぬいた政党として、憲法9条を守る一点で大同団結して、憲法9条改悪を阻止するために、草の根で国民の多数を占める運動を広げてゆくことに全力を尽くします。

また、市民と力をあわせて、核兵器廃絶、日米安保条約廃棄、那覇空港の民間専用化、那覇軍港の無条件撤去、世界一危険な普天間基地の即時閉鎖と無条件撤去、基地のない平和で豊かな沖縄・日本を築くために全力でがんばっていく決意を表明し、議案第1号「那覇市無防備平和の街づくり条例」に反対する討論を終わります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上